

P F Uグループ グリーン調達基準

2022年4月1日（第7.1版）

株式会社 P F U

富士通グループグリーン調達基準（第7.3版）準拠

<目次>

1. PFUグループ グリーン調達基準について.....	2
1.1. 目的.....	2
1.2. 適用範囲.....	2
2. グリーン調達の要件.....	2
2.1. 環境マネジメントシステム(EMS)の構築.....	2
2.2. PFUグループ指定化学物質の規制遵守.....	3
2.3. 製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築.....	5
2.4. CO ₂ 排出量削減の取り組み.....	6
2.5. 生物多様性保全の取り組み.....	7
2.6. 水資源保全の取り組み.....	7
3. 納入品に対する環境アセスメント実施のお願い.....	8
3.1. 小型二次電池を使用している納入品への表示.....	8
3.2. 省エネルギー.....	8
3.3. 再資源化への配慮.....	9
3.4. 処理・処分の容易化.....	9
3.5. 包装材の環境配慮.....	9
4. 情報の開示.....	11
4.1. 納入品に関する情報.....	11
4.2. お取引に関する情報.....	11
【PFUグループ会社一覧】.....	12
【改訂履歴】.....	13

1. P F Uグループ グリーン調達基準について

1.1. 目的

P F Uグループは、あらゆる事業領域で環境活動を行っており、その一環として環境負荷の少ない製品の調達を推進しています。本基準は、グリーン調達に関するP F Uグループの基本的な考え方や、お取引先にお願ひする具体的内容について示しています。

1.2. 適用範囲

本基準は、P F Uグループ共通の基準として制定し、P F Uグループ会社がお客様へ販売する製品に適用するために調達する納入品、及びそのお取引先に適用いたします。ここでいう「納入品」は、材料、部品、ユニット、付属品、化学品（製品の一部となるもの）、包装材（製品に使用するもの）、OEM/ODM 製品、設備、ソフト・サービス等です。P F Uグループ社内で使用される治具、化学品（製品の一部とならないもの）、OA 機器、文房具、事務消耗品等は含みません。

本基準におけるP F Uグループ会社とは、12 ページに示す当社の関係関連会社です。

尚、P F Uグループのお客様からのご要求や、P F Uグループ会社各社の事業形態により、本基準と異なる基準を提示された場合、あるいは個別の購入仕様書や図面で別途要求仕様の規定がある場合には、それらを優先してください。

2. グリーン調達の要件

P F Uグループがお取引先に求める「グリーン調達」の要件としては以下となっております(表 1)。P F Uグループはこれらの要件を満足するお取引先からの調達を推進します。

表 1 お取引先に求めるグリーン調達の要件

	要件	部材系のお取引先*	部材系以外のお取引先	項
(1)	環境マネジメントシステム(EMS)の構築	○	○	2.1
(2)	P F Uグループ指定化学物質の規制遵守	○	—	2.2
(3)	製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築	○	—	2.3
(4)	CO ₂ 排出量削減の取り組み	○	○	2.4
(5)	生物多様性保全の取り組み	○	○	2.5
(6)	水資源保全の取り組み	○	○	2.6

*部材系のお取引先：P F Uグループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品等を納入するお取引先

2.1. 環境マネジメントシステム (Environment Management System) の構築

P F Uグループでは、環境保全活動を自律的、継続的に改善しながら推進いただくため、お取引先に環境マネジメントシステム(EMS)の構築をお願いしております。ISO14001 等の第三者認証 EMS を原

則としておりますが、不可の場合は、お取引先の状況に合せた形で PDCA の回る EMS を構築していただけますようお願いいたします。

2.2. P F Uグループ指定化学物質の規制遵守

P F Uグループは、納入品（P F Uグループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品及び包装材）に適用する化学物質規制を定め、お取引先に遵守をお願いしております。

1) 指定化学物質選定の考え方

対象化学物質は、EU RoHS 指令や REACH 規則などの国際的な法規制に関わる物質、及び日本の「化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律」（化審法）の「第一種特定化学物質」等を参考として規定しております。詳細は下記 2) 項をご参照してください。また、指定化学物質の含有に関する情報開示については、4.1. 項の「納入品に関する情報」をご参照ください。

2) P F Uグループ指定化学物質

納入品（P F Uグループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品及び包装材）は、P F Uグループが定める下記 a) ~e) の各規制を遵守してください。

但し、購入仕様書、図面等に個別の指定（例えば、下記物質群以外の化学物質に関する指定、異なる含有禁止基準、または異なる除外用途の適用等）がある場合は、それらが優先されます。

また、包装材は、お取引先（またはお取引先が業務を委託した運送業者）が行った包装を P F Uグループで開梱せず、そのまま P F Uグループのお客様に渡す包装材も対象とします。尚、3.5 項（包装材の環境配慮）に環境アセスメント実施に関するお願い事項がありますので、そちらもご覧ください。

※指定化学物質の管理に関する基本的な考え方については、「富士通グループ指定化学物質の非含有管理に関する指針」(<https://www.fujitsu.com/jp/about/procurement/material/green/>) も併せてご参照ください。

※指定化学物質は、「化学物質含有規制規定 (A1PA00500-0012)」として常に最新版を下記 URL へ掲載しておりますので、こちらをご確認ください。

(<https://www.pfu.fujitsu.com/eco/green.html>)

a) 含有禁止物質

- 納入品（包装材含む）は、「化学物質含有規制規定 (A1PA00500-0012)」の表 1 に記載された化学物質の含有を原則として禁止します。
- 対象物質、含有禁止基準、及び含有率算出等の詳細は、「化学物質含有規制規定 (A1PA00500-0012)」の表 1 及び注釈を参照してください。
- 「化学物質含有規制規定 (A1PA00500-0012)」の別表 1-除外表に示す含有禁止物質に係る除外用途に該当する場合は、含有禁止の対象外とします。

b) 含有報告物質

- 納入品（包装材含む）に「化学物質含有規制規定（A1PA00500-0012）」の表 2 に記載された化学物質が含有されている場合、「閾値レベル」を超えているかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等をご報告ください。
- 対象物質、対象となる条件、記録管理の内容、及び含有率算出等の詳細は、「化学物質含有規制規定（A1PA00500-0012）」の表 2 及び注釈をご参照ください。
- REACH 規則における「認可候補物質」など、国際的な法規制により情報伝達が必要となる物質については、今後、含有報告物質に追加して行く予定です。これらの物質が含有されている場合は、本基準の改定を待たず、ご報告をお願いする場合があります。

c) 含有管理物質

- 納入品に「化学物質含有規制規定（A1PA00500-0012）」の表 3 に記載された化学物質が含有されている場合、「閾値レベル」を超えているかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理してください。
- 対象物質、閾値レベル、記録管理の内容、及び含有率算出等の詳細は、「化学物質含有規制規定（A1PA00500-0012）」の表 3 及び注釈をご参照ください。

d) 製造時使用禁止物質

- 納入品の製造時、「化学物質含有規制規定（A1PA00500-0012）」の表 4 に記載された化学物質を使用することを禁止します。但し、HCFC 類は除きますが、これらを使用する場合は極力排出が無いようにして、使用量の削減に努めてください。
- 尚、分析・測定及び商品開発など納入品の製造工程以外、あるいは冷凍機・空調機での使用は対象外とします。

e) 納入先国・地域における法規制対象物質

- 上記 a)～d) で対象としていない物質であっても、納入先国・地域（例えば、海外の P F U グループ会社へ納入する場合）において含有化学物質または使用化学物質に関する法規制がある場合は、当該法規制を遵守してください。参考として下記に製品含有化学物質に関する国内外の主な法規制を記載します。但し、全てを網羅している訳ではないので、必要に応じて確認をお願いいたします。

（国内）

- 化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律（化審法）
- 労働安全衛生法（安衛法）
- 資源有効利用促進法（3R 法）による規制物質の含有情報開示要求（J-Moss）
- 特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）

（海外）

- EU 加盟国 : RoHS 指令、REACH 規則「制限」
- スイス : 特定の危険物質、調剤及びアーティクルの取扱の際のリスク軽減に関する政令（化学品リスク軽減政令、ChemRRV）

- ノルウェー : 製品規制
- 米国 : 有害物質規制法 (TSCA)
- 中国 : 電気電子製品有害物質使用制限管理弁法 (中国版 RoHS)

2.3. 製品含有化学物質管理システム (Chemical substances Management System) の構築

PFUグループでは、部材系のお取引先に、製品含有化学物質システム (CMS) の構築をお願いしています。EUのRoHS指令やREACH規則、中国の「電気電子製品有害物質使用制限管理弁法」(中国版RoHS)、日本のJ-Mossなどの法規制を遵守するためには、製品に含まれる特定化学物質の管理が必要です。そのため、サプライチェーンに連なる各企業は、社会的責任として製品に含まれる化学物質について「適正で実効性のある管理」を行うことが必要となっています。

このような背景から、アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) の「製品含有化学物質管理ガイドライン」^{*1} 発行や日本工業標準調査会 (JISC) の「JIS Z 7201」^{*2} などで、製品含有化学物質に関する管理指針の共通化を産業界全体で進めております。

PFUグループでは上記「製品含有化学物質管理ガイドライン」及び「JIS Z 7201」の趣意に沿い、具体的にお取引先に実施していただきたい事項を明確化した「サプライヤ監査チェックシート」を作成しました。尚、PFUグループがお取引先に求めるCMSの概要は、表2をご参照ください。

PFUグループでは、CMSの構築状況及び運用状況確認のため、お取引先の製造拠点等を訪問し、「サプライヤ監査チェックシート」に基づいて監査を実施しております。また監査結果に基づき、実施不十分な項目に対する改善のお願いや、CMS構築の支援等を実施しております。最終的に改善が見られない場合は、お取引の見直しを行う場合があります。

詳細につきましては、CMS構築をお願いするお取引先に個別にご説明いたします。

*1: ガイドラインは JAMP ホームページよりダウンロード可能 (<https://chemsherpa.net/>)

*2: JIS Z 7201 : 「製品含有化学物質管理-原則及び指針」2012年8月20日発行
JISC ホームページより閲覧可能 (<https://www.jisc.go.jp/index.html>)

表 2 CMS の要求項目

項	要求項目	要求内容の概要
1	方針	経営責任者、事業責任者による取組み方針の明確化
2	管理基準の明確化	法規制・業界基準・顧客要求の管理手順の明確化
3	管理範囲の明確化	管理すべき製品・工程・構成部材・化学物質の明確化
4	目標の策定及び運用プロセスの計画	目標・計画の明確化と見直しの実施
5	組織体制、責任と権限の明確化	管理に携わる部門の役割、責任の明確化
6	設計・開発	設計・開発過程における要求事項への適合確認、他
7	含有化学物質情報入手・確認	サプライヤからの情報入手・確認の仕組み作り
8	購買管理	サプライヤへの要求事項伝達、他
9	受入確認	部材受入時の自社基準への適合確認
10	工程管理	化学物質の含有量が増える工程における管理内容の明確化、識別管理、コンタミ防止、他
11	出荷時の確認	製品出荷時の自社基準への適合確認
12	トレーサビリティ	製品トレーサビリティの明確化
13	変更管理	含有化学物質管理に関わる変更（設計、工程、購入先等）が生じた場合の処理手順明確化
14	不適合時の対応	不適合品発生時の処理手順明確化
15	教育・訓練	教育内容の明確化
16	文書化及びその管理	文書・記録の保管管理手順の明確化
17	コミュニケーション	情報共有化の体制構築
18	パフォーマンスの評価及び改善	内部監査等による管理実施状況の評価及び改善
19	マネジメントレビュー	経営者による課題事項の改善

要求項目、及び要求内容は必要に応じて見直しを行います。

2.4. CO₂ 排出量削減の取り組み

PFUグループでは、地球温暖化などの気候変動問題への対応として、お取引先に CO₂ 排出量削減の取り組みをお願いしています。

取り組み方としては、まず、取組意志を明確に表明し、次に自社で目標等を持った取り組みを実践します。さらに可能であれば、外部組織と連携した活動の実施や、上流調達先への働きかけを行うなど、外部へ取り組みを拡大していただきたいと考えております。（下記「取組ステージ」参照）

※ここでいう「CO₂」は、温室効果ガス（N₂O、CH₄、SF₆、HFC、PFC 等）全般を包括した意味で使用しています

《取組ステージ》

PFUグループでは、環境保全活動の取組状況を3つのステージで定義しています。

ステージ1からステージ2、ステージ3へと段階を踏んで活動を拡大・向上していく状態を下の図で表現しています。

【 ステージ1： 取組表明 】

環境保全活動の意義を理解し、企業として取り組む意志を表明する段階です。

【 ステージ2： 活動実践 （+ステージ1を含む） 】

自社で実質的な活動を実践している段階です。

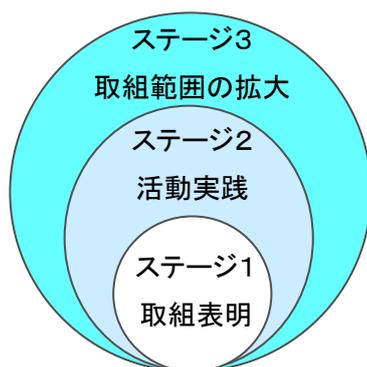
数値目標、方針、計画のいずれかを設定した取り組みを実施していることを指します。進捗確認が容易になり、PDCAサイクルが回りやすくなるため、数値目標を設定することが理想的です。但し、数値目標の設定が困難な場合は、将来的な活動の方向性を定めた上で、方針あるいは計画を設定して活動を推進することが重要です。

【 ステージ3： 取組範囲の拡大（+ステージ2を含む） 】

自社内の取り組みから、自社の外にまで活動を拡大している段階です。

ステージ3は、取組範囲の拡大となる活動と位置付けています。自社内の取り組みだけではなく、サプライチェーン上流への活動の働きかけや、外部組織との協働が挙げられます。

サプライチェーン上流への働きかけを実施することにより、サプライチェーン全体での取り組みが強化できます。



下記 URL から「CO₂ 排出量削減活動の手引き」がダウンロードできますのでご参照ください。

<https://www.fujitsu.com/jp/about/procurement/material/green/>

2.5. 生物多様性保全の取り組み

PFUグループでは、お取引先に生物多様性保全の取り組みをお願いしております。

CO₂削減同様、取組表明→活動実践→取組範囲拡大と、活動を拡大・向上していくのが望ましい姿ですが、まずは生物多様性と自社との様々な関わりを考慮し、可能な範囲で保全の取り組みを実施いただきたいと考えております。

尚、活動に関する考え方や活動事例等については、富士通作成の生物多様性ガイドラインをご参照ください。<https://www.fujitsu.com/jp/about/procurement/material/green/>

2.6. 水資源保全の取り組み

急激な人口増加、水源汚染の進行等に伴い、世界的な水需要量の増大や水資源の不足が国際的課題に

なっており、事業活動においても、水資源保全への取り組みが求められております。PFUグループではお取引先に、自社に関わりのある水リスクを調査、把握し、水質汚濁防止や水使用量削減など、水資源保全の取り組みをお願いしております。

さらに可能であれば、上流調達先へ働きかけを行うなど、外部へ取り組みを拡大していただきたいと考えております。

【取り組み例】

- ・水使用量削減：水の流しっぱなし抑制、トイレの節水、工業用水／上水の循環利用、雨水の活用等
- ・水質汚濁防止：工場排水の浄化、河川・湖等の清掃活動、定期的水質検査等
- ・水源涵養活動：森林保全活動等

尚、下記 URL から「企業と水リスク評価」がダウンロードできますのでご参照ください。

<https://www.fujitsu.com/jp/about/procurement/material/green/>

3. 納入品に対する環境アセスメント実施のお願い

納入品に適用される法令遵守をお願いいたします。また、納入品に対して可能な限り下記 3.1～3.5 の環境アセスメントの実施をお願いいたします。尚、購入仕様書、図面等に個別の指定がある場合はそれらを優先してください。

3.1. 小型二次電池を使用している納入品への表示

小型二次電池を使用している納入品は、資源有効利用促進法を遵守し、法で義務付けられたリサイクルマーク等の表示や取出し容易性への配慮をお願いいたします。

3.2. 省エネルギー

納入品は、動作時及び待機時に消費電力を可能な限り削減するとともに、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

1) 節電機能の保有

単体で節電機能を持つことが可能な納入品は、主電源以外の箇所の消費電力を自動的に小さくする機能や、オペレータ操作やスケジュール機能によりシステムの一部を切り離して運転する等の機能を保有していること。

2) エネルギーの使用の合理化に関する法律の遵守

納入品が法で定める特定機器に該当する場合は、次の基準を遵守していること。

- ・法に基づき、エネルギー消費効率の表示を行っていること。
- ・法で定めるエネルギー消費効率の目標基準に配慮し、目標の達成に努めていること。

3) 国際エネルギースタープログラム基準の準拠

納入品が国際エネルギースタープログラムの対象製品に該当する場合は、国際エネルギースタープログラムで定める消費電力の基準値を満足するように努めていること。

3.3. 再資源化への配慮

納入品は再資源化の容易性に配慮し、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

1) プラスチック材料の統一

納入品は、使用するプラスチック材料の種類を可能な限り統一していること。

2) リサイクル容易なプラスチック材料の使用

納入品は、リサイクル困難な熱硬化性プラスチックの使用を可能な限り回避し、リサイクルが容易な汎用プラスチック材料等を使用していること。

3) ポリ塩化ビニルの使用抑制

納入品は、ケーブルの被覆、電子部品の絶縁材料（熱収縮シート等）を除き、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用していないこと。

4) プラスチックへの塗装

納入品は、マテリアルリサイクルを困難にするプラスチック材料表面の塗装及び、めっき処理を可能な限り行っていないこと。

5) 材料表示の実施

納入品は、質量 25g 以上かつ、平らな部分の面積が 200mm² 以上のプラスチック部品全てに JIS または ISO の規格に沿った材料表示を行っていること。

尚、難燃剤の表示は、JISK6899-4 (ISO1043-4) に沿った材料表示を可能な限り実施していること。

6) 納入品に添付されるドキュメント類の材料

納入品に添付されるマニュアル等のドキュメント類は、次の基準を遵守していること。

- ・ドキュメント類の全ページに再生紙を使用していること。

- ・または、FSC 森林認証紙などの環境に配慮したバージンパルプを使用していること。

- ・ドキュメント類の表紙等に、再生を妨げるプラスチックコーティングを行っていないこと。

3.4. 処理・処分の容易化

納入品は使用後の処理・処分の容易化に配慮し、次に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

1) 分離・分解性への配慮、複合部品の削減

納入品は、改造防止の為に特殊ねじの使用等が義務付けられている場合や、火災発生の防止や人体への安全確保等の理由により分解を困難にする必要がある場合を除き、素手及び一般工具（プラスドライバ、ナット回し、スパナ、六角レンチ、ピンセット、ニッパ、ペンチ、金槌）によって、同一素材、材料単位に分離・分解できること。

3.5. 包装材の環境配慮

納入品の包装材は、次の各項に掲げる基準を遵守するよう努めてください。

(A) P F Uグループで開梱せず、そのままP F Uグループの顧客に渡る包装材について

但し、一般市販品を再販する場合は対象外とする。

1) 包装材の材料

包装材の材料は、次の基準を遵守していること。

- 段ボールは、古紙配合率 70%以上のものを使用していること。
- 紙系材料は、プラスチックコーティング、アート紙類の貼り合わせ加工をしていないこと。
また、外装箱への印刷用インキは、石油系溶剤を削減したインキ、または植物性成分を使用したインキを可能な限り使用していること。
- 適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニルを使用しないこと。
- 保護袋は特殊なものを除き、紙系または、ポリエチレン、ポリプロピレン等再生容易なプラスチック材料のみを使用していること。
- 紙袋は、プラスチックコーティングや窓部にプラスチックが貼り付けられていないこと。

2) 包装材への表示

包装材は、次の基準を遵守し、表示を実施していること。

- 容器包装リサイクル法で指定された包装材は、識別表示を実施していること。

(B) P F Uグループで開梱する製品の包装材について

1) 共通事項

- カドミウム、水銀、鉛、六価クロム等の有害重金属の量を可能な限り少なくすること。
- 可能な限り回収やリユースに努めること。
- 適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニルを使用しないこと。
- 再生が困難な材質（例：ウレタン製スポンジ）の包装材は、可能な限り使用しないこと。

2) パレット積載について

- パレットは、可能な限り繰り返し使用できる構造とすること。
- パレットの材質は、再生可能な材質とすること。
- ストレッチフィルムの巻き数は、可能な限り少なくすること。
- P Pバンド掛けは、可能な限り行わないこと。

3) 包装箱について

- 古紙配合率の高い段ボールを使用すること。
- 可能な限り、再生を妨げる物質を混入・付着させないこと。

4) 内装用包装材（緩衝材、トレー、テープ、仕切り板など）について

- 簡易包装に努めること。
- 異種材料の貼り合わせは、可能な限り行わないこと。
- 粘着テープの使用は、可能な限り少なくすること。

- プラスチック包装材は、特殊な用途の場合を除き、P P、P E、P Sなどの汎用プラスチックを使用すること。
- プラスチック包装材は、表示が可能な場合、J I SまたはI S O規格に従った材料表示を行うこと。

5) 製品の充填の方法について

- 一箱内の員数の単位が指定されている場合は、その単位毎に区分して充填すること。
- 包装箱内の製品の容積率ができるだけ大きくなるように充填すること。

4. 情報の開示

4.1 項及び 4.2 項に記載する情報の開示をご依頼させて頂いた場合は、指定期日までに速やかにご回答ください。

4.1. 納入品に関する情報

- 使用部材に関する成分情報（構成材料の種類、及びP F Uグループ指定化学物質の含有有無、含有量、含有率、使用目的、使用部位等）
※JAMP の情報伝達シート(chemSHERPA)、P F Uグループ独自フォーマット、当社グループの顧客が指定するフォーマットによる
- 指定化学物質の非含有等に関する情報
※化学物質に関する不使用証明書、非含有保証書、含有規制適合保証書による
- 使用部材の組成分析データ等
※評価や管理に必要な分析方法については、IEC62321 に準拠します。
- OEM 製品に対する、P F Uグループが定める製品環境評価規定の情報提出を依頼した場合のアセスメント結果
- 過去実績のある使用部材の生産条件を変更する場合(4M 変更)の、変更に伴う品質・性能・環境面のリスク

4.2. お取引先に関する情報

- 環境保全の取組状況
※P F Uグループ環境調査票による

【PFUグループ会社一覧】

項	正式会社名
01	株式会社PFU
02	PFU ITサービス株式会社
03	PFUクオリティサービス株式会社
04	PFUテクノワイズ株式会社
05	PFUライフエージェンシー株式会社

PFUグループ会社につきましては、今後、増減することがあります。

【改訂履歴】

2003年10月28日（第2.1版）	富士通グループグリーン調達基準（第2.1版）に準拠
2004年11月01日（第3.0版）	富士通グループグリーン調達基準（第3.0版）に準拠 （不純物、未反応生成物に対する最大許容濃度を規定 他）
2007年07月01日（第4.0版）	富士通グループグリーン調達基準（第4.0版）に準拠 （P F U 指定化学物質変更 他）
2008年07月01日（第4.1版）	富士通グループグリーン調達基準（第4.1版）に準拠 （指定化学物質に PFOS 追加、除外用途の deca-BDE 削除、P F U 表記を P F U グループに変更 他）
2009年10月01日（第4.2版）	富士通グループグリーン調達基準（第4.2版）に準拠 （P F U グループ指定化学物質変更、含有報告物質追加、含有禁止物質の除外用途見直し 他）
2010年01月21日（第4.3版）	富士通グループグリーン調達基準（第4.3版）に準拠 （含有報告物質 14 物質追加 他）
2010年05月28日（第4.4版）	指定物質の引用先を表 1～表 3 から化学物質含有規制規定（A1PA00500-0012）に変更
2010年06月23日（第5.0版）	CO2排出抑制/削減、生物多様性保全の取組み追加
2012年02月03日（第5.1版）	富士通グループグリーン調達基準（第5.2版）に準拠 （HCFC類の使用に関する文言の追加 及び P F U グループ会社変更）
2014年06月03日（第6.0版）	富士通グループグリーン調達基準（第6.0版）に準拠 （EMS の構築レベル一部見直し、CO ₂ 排出抑制/削減のステージ適合基準一部見直し 他）
2022年01月25日（第7.0版）	富士通グループグリーン調達基準（第7.3版）に準拠 （1 項と 2 項の削除及び項番繰り上げ、内容一部改訂（2 項、3 項、4 項）、及び P F U グループ会社変更、他）
2022 年 04 月 01 日（第 7.1 版）	1. 2. 適用範囲を明確化、3. 5. 包装材の環境配慮、及び P F U グループ会社変更、他

[お問合せ先]

株式会社 P F U

総務部

購買統括部

T e l 0 7 6 - 2 8 3 - 1 2 1 2

F a x 0 7 6 - 2 8 3 - 4 6 8 9